#### 運営規定の概要

フリガナ		ディサーヒ、スセンターマホロバノサトカワシ						•	サービスの種類	通所介	∵護・介護予防	<b>坊通所介護・第</b> ↑号通所事業	
事業所名	]	デイサ	ービス	センタ	ーまほ	ろばの	)里川流	<del></del>	事業所番号	1571000973			
所 在 地	〒94	8-0	036						フリガナ		タカハシ リツコ		
IN 11 18	新潟!	県十E	町市	川治4	525	番地			管 理 者	髙橋 律子			
連絡先	電	話番	号	0	25-	761-	-733	3	FAX番号		025-752-7811		
営業 日	日	月	火	水	木	金	土	祝	その他年間の		元日1月1日は休業		
西未口 	×	0	0	0	0	0	0	0	休日		か白ュ	カロはか未	
営業時間	平	日	8	:00~	17:0	00	±#	星日	8:00~17:0	00	祝日	8:00~17:00	
サービス提供時間	平	Ħ	8	:30~	17:0	00	土即	星日	8:30~17:0	00	祝日	8:30~17:00	
備考													
利用料	法定值	代理曼	領分		介護	報酬の	告示.	上の客	頁(別掲)				
ተህ /13 ቀት	法定任	代理受	領分	以外	介護	報酬σ	告示.	上の客	頂(別掲)				
その他の費用	食費	. B	やつん	<b>.</b>	オムツ	代実	費				•		
通常の事業の十日町市													
実施地域	備	考											

#### 職員の勤務の体制

職務	職務内容	必要資格	人 数
管理者	従業員の管理と業務の管理を行います		1名
生活相談員	利用調整、計画書の作成、利用者や職種間の連絡 調整等を行います	社会福祉士・社会福祉主事 介護支援専門員又は介護福祉士	1名以上
看護職員	利用者の健康管理、傷の処置等を行います	看護師·准看護師	1名以上
機能訓練指導員	日常生活を営むのに必要な機能の減退防止や維持 向上のために機能訓練を行います	理学療法士·作業療法士 言語聴覚士·看護師	1名以上
介護職員	日常生活を営むために必要な生活動作等のお手伝 いをします	介護福祉士・ヘルパー 他(認知症基礎研修 修了者含)	4名以上
調理職員	管理栄養士又は栄養士が作成したバランスのとれ た献立に基づき食事をつくります	管理栄養士・栄養士・調理師	2名以上

#### 秘密の保持

- 〇当事業所の介護員その他の従業者は、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密については、正当な理由がない 限り、決して漏らしません。
- 〇当事業所は、介護員その他の従業者が、当事業所の従業者でなくなった後においても、当事業所の責任において、当該 従業者が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密の保持を行います。
- 〇当事業所は、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとします。

#### 事故発生時の対応

- 〇当事業所は、利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連約を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 〇当事業所は、利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- ○当事業所は、事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

#### 暴力団等の排除

〇当事業所は、その事業運営について新潟県暴力団排除条例第3条に規定する理念に則り、同条例第2条第1号に規定する 暴力団又は同条第3号に規定する暴力団等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

### 第三者評価の実施状

			実施日					 
第三者による評価の実	1	あり	評価機関名称					
施状況			結果の開示	1	あり	2	なし	•
	2 /	3	•					

### 秘密の保持

- 当事業所の介護員その他の従業者は、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密については、正当な理由がない限り、決して漏らしません。
- 当事業所は、介護員その他の従業者が、当事業所の従業者でなくなった後においても、当事業所 の責任において、当該従業者が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密の保持を行います。
- 当事業所は、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意 を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るこ ととします。

## 利用料その他の費用の額

〇 別紙:料金表参照

#### 事故発生時の対応

- 当事業所は、利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、居宅 介護支援事業者、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 当事業所は、利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、 速やかに損害賠償を行います。
- 当事業所は、事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

#### 緊急時における対応方法

サービス提供中に体調が悪くなった場合は、ご家族に連絡のうえ適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治医又は当施設の協力医療機関の医師に連絡をとる等、必要な措置を講じます。

#### 非常災害対策

当事業者は、事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

#### 協力病院等

協力病院 名称 新	温県立十日町病院 温県立十日町病院
-----------	----------------------

苦情処理の体制

・・・・別紙のとおり

(「入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」を併せて掲示する)

#### 第三者評価の実施状況

		実施日		
第三者による評価の	1 あり	評価機関名称		
実施状況	<b>h</b>	結果の開示	1 あり	2 なし
(	2)なし			<u> </u>

# 通所介護利用料金表

利用料金表は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準の額とし、介護保険負担割合証の「利用者負担の割合」に記載のある割合分を自己負担額としています。尚、厚生労働大臣が定めた告示上の基準の額が改定された場合は、改定後の金額を適用するものとします。この場合には、事業者は法令改正後、速やかに利用者に対し改定の施行時期及び改定後の金額を通知します。介護保険料滞納に伴い、給付制限を受けている利用者については、利用者負担額及び支払方法が変わることがあります。

【利用料金】 区分:通常規模事業所

要介護	7時間以上8時間未満								
状態区分	一日当たりの利用料金	1割負担	2割負担	3割負担					
要介護1	6,580円	658円	1,316円	1,974円					
要介護2	7,770円	777円	1,554円	2,331円					
要介護3	9,000円	900円	1,800円	2,700円					
要介護4	10,230円	1,023円	2,046円	3,069円					
要介護5	11,480円	1,148円	2,296円	3,444円					

要介護	8時間以上9時間未満								
状態区分	一日当たりの利用料金	1割負担	2割負担	3割負担					
要介護1	6,690円	669円	1,338円	2,007円					
要介護2	7,910円	791円	1,582円	2,373円					
要介護3	9,150円	915円	1,830円	2,754円					
要介護4	10,410円	1,041円	2,082円	3,123円					
要介護5	11,680円	1,168円	2,336円	3,504円					

【介護保険給付対象となる加算】

	要保険桁付対象となる加昇』 加算項目	1割負担	2割負担	3割負担	単位	該当
	入浴介助加算(I)	40円	80円	120円	1回につき	
						$\vdash$
	入浴介助加算(Ⅱ)	55円	110円	165円	1回につき	
	中度者ケア体制加算	45円	90円	135円	1回につき	
	個別機能訓練加算(Ι)イ	56円	112円	168円	1回につき	
	個別機能訓練加算(I)口	76円	152円	228円	1回につき	
	個別機能訓練加算(Ⅱ)	20円	40円	60円	1回につき	
	ADL維持等加算(I)	30円	60円	90円	1回につき	
介護	ADL維持等加算(Ⅱ)	60円	120円	180円	l回につき	
介護給付	認知症加算	60円	120円	180円	1回につき	
付	若年性認知症受入加算	60円	120円	180円	1回につき	
	栄養改善加算	200円	400円	. 600円	1回につき (月2回まで)	
	サービス提供体制加算( I )	22円	44円	66円	1回につき	
	サービス提供体制加算(Ⅱ)	18円	36円	54円	1回につき	
	サービス提供体制加算(Ⅲ)	6円	12円	18円	1回につき	
	科学的介護推進体制加算	40円	80円	120円	1回につき	
	送迎減算		△ 47	円(片道)		
	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		<u></u> 所定単位	位数×9.0%		

# 【介護保険対象外サービス】

項目	費用	備考
食事サービス費用	700円/食	当日8:00以降のご連絡はキャンセル料が発生します。
紙おむつ・衛生用品	実費	

サービス提供にあたり、本書面に基づいてサービス費に関わる費用について説明を行いました。

説明日:	年	月	日
P = 74	•	, -	

【事業所】 所在地:新潟県十日町市川治4525番地

事業所:デイサービスセンターまほろばの里川治

説 明 者:生活相談員

上記金額について、事業所より説明を受けました。

【確認者】 お名前:

# 通所介護得現行相当サービス 利用料金表

利用料金表は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準の額とし、介護保険負担割合証の「利用者負担の割合」に記載のある割合分を自己負担額としています。尚、厚生労働大臣が定めた告示上の基準の額が改定された場合は、改定後の金額を適用するものとします。この場合には、事業者は法令改正後、速やかに利用者に対し改定の施行時期及び改定後の金額を通知します。介護保険料滞納に伴い、給付制限を受けている利用者については、利用者負担額及び支払方法が変わることがあります。

## 【通所介護現行相当サービス 利用料金】

要支援状態 区分	回数	利用料金	介護保険適用時の自己負担				
		かり 川 本ギ並	1割負担	2割負担	3割負担		
## +± +± 1	1~4回まで	4,360円/日	436円/日	872円/日	1308円/日		
要支援1	5回以上	17,980円/月	1,798円/月	3,596円/月	5,394円/月		
而士·松〇	5~8回まで	4,470円/日	447円/日	894円/日	1,341円/日		
要支援2	9回以上 36,210円/月		3,621円/月	7,242円/月	10,836円/月		

# 【介護保険給付対象となる加算】

17118	対象では 加算		1割負担	2割負担	3割負担		該当		
	口腔機能向		150円	300円	450円	1月につき			
	口腔機能向	160円	320円	480円	1月につき				
	栄養改	 善加算	200円	400円	600円	1月につき			
	一体的サービ	ごス提供加算	480円	960円	1,440円	1月につき			
	生活機能向上グ	ループ活動加算	100円	200円	300円	1月につき			
総	- 若年性認知:	<b>虚受入加算</b>	240円	480円	720円	1月につき			
合事業	科学的介護推	<b>t進体制加算</b>	40円	80円	120円	1月につき			
業	サービス提供	要支援1	88円	176円	264円	1月につき			
"	体制強化加算 I	要支援2	176円	352円	528円	1月につき			
	サービス提供	要支援1	72円	144円	216円	1月につき			
	体制強化加算Ⅱ	要支援2	144円	288円	432円	1月につき			
	サービス提供	要支援1	24円	48円	72円	1月につき			
	体制強化加算Ⅲ	要支援2	48円	96円	144円	1月につき			
	送迎	<b>咸算</b>		△ 47円(片道)					
	介護職員等処遇改	善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善		所定単位	位数×9.0%	-			

# 【介護保険対象外サービス】

項 目	費用	備考
食事サービス費用	700円/食	当日8:00以降のご連絡はキャンセル料が発生します。
紙おむつ・衛生用品	実 費	

サービス提供にあたり、本書面に基づいてサービス費に関わる費用について説明を行いました。

説明日: 年 月 日

【事業所】 所 在 地:新潟県十日町市川治4525番地

事業所:デイサービスセンターまほろばの里川治

説 明 者:生活相談員

上記金額について、事業所より説明を受けました。

【確認者】 お名前:

# 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設の名称	デイサービスセンターまほろばの里川治
申請するサービスの種類	(介護予防)通所介護・第1号通所事業

#### 措置の概要

1. 利用者からの相談又は苦情などに対する常設の窓口(連絡先)及び担当者の設置状況

苦情担当窓口を次のとおり設置します。

①窓口設置場所 新潟県十日町市川治4525番地

デイサービスセンターまほろばの里川治

電話番号 025-761-7333 F A X 025-752-7811

②窓口開設時間 午前8時30分から午後5時00分まで

③対応者 管理者 髙橋 律子

④第三者委員 髙橋 愛 090-1687-5513 河野 智 090-1687-5521

⑤その他苦情窓口 十日町市役所福祉課 介護保険係 025-757-3757

新潟県国民健康保険団体連合会 025-285-3022

④その他 窓口開設時間以外は、電話又は携帯電話により対応

#### 2. 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制及び手順

(1)相談及び苦情の対応

相談又は電話があった場合、原則として管理者が対応します。

管理者が対応できない場合は、他職員が対応し、その旨を施設長に速やかに報告します。

(2)確認事項

相談対応者は以下の事項について確認を行います。

- ① 相談又は苦情のあった利用者の氏名
- ② 提供したサービスの種類、年月日及び時間
- ③ サービス提供した職員の氏名(利用者が分かる場合)
- ④ 具体的な苦情・相談内容
- ⑤ その他参考となる事項
- (3)相談及び苦情処理期限の説明

相談及び苦情の相手方に対し、対応した職員の氏名を提示し、相談・苦情を受けた内容について回答する期限を併せて説明いたします。

(4)相談及び苦情処理

概ね次の手順により、相談及び苦情について処理します。

- ①管理者を中心として相談・苦情処理のための会議を開催し、以下の内容を確認します。
  - サービスを提供した者からの概況説明を行います。
  - 問題点の整理、洗い出し及び今後の改善策について検討を行います。
  - 文書による回答案を検討します。
- ②文書により回答を作成し、利用者に対して管理者が事情説明を直接行ったうえで、文書を渡します。
- ③市町村や国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行ったことを報告する。
- ④事業実施マニュアルに改善点を記入し全職員に周知することで、再発防止を図る。

#### 3. その他参考事項

サービス提供にあたり、接遇等を徹底する他、適宜研修を実施し、より利用者の立場に立ったサービス提供を心がけるよう職員指導を行う。

苦情が出された場合は、誠意をもって対応するものとし、苦情までに至らないケースであっても、利用者からの相談・要望を受け場合は、事例検討の検討材料として以後のサービス向上に努めることとする。

また、利用者に満足いただけるようなサービスが提供できるよう、職員の健康管理にも十分配慮する。